

係ノ者ニ対シテ差入用書籍寄贈方ヲ依頼シタルニ約五百部共ノ標格約七百円ニ及ヒタリト称シ是ニ従来各所ヨリ寄贈セラルル少数ノ冊子ヲ加ヘテ聯合会内ニ労働文庫ヲ設置スルコトニテ別紙労働文庫規定ヲ作成各会員ニ周知セシメテテリ目下書籍ノ種類等内  
順中ナリ

右々申(通)教候也

別紙ニテ

労働文庫規定

第一 神戸聯合会内労働文庫ハニテ教育部ヲ監理シマス

第二 労働文庫ハ神戸聯合会所属組合員ニ限リテ閲覧スルコトニシマス

第三 労働文庫ハ蔵書録ト閲覧記入帳及種託帳ニ種ニヨリテ整理保管シマス

第四 蔵書ノ貸出ハ一人一回一部トシマス

第五 閲覧時間ハ午前九時ヨリ午後十時迄トシマス

第六 閲覧中ノ圖書ヲ損失レ汚損ラレタルハ弁償ノ責ヲ負ハスナリトセン

大正十三年九月

神戸聯合會教育部